

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」 に対するコメント

金融庁は、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等を、10月6日、公表した。

経理委員会では、このうち、有価証券報告書等の定時株主総会前の提出を可能とする改正点を中心に、株主・投資家に対する企業経営陣からの情報開示・説明責任の徹底強化を図る点については理解できるものの、臨時報告書の多発、未確定段階での開示による市場関係者の混乱、また、過度な開示の早期化による企業の作業負担の増加等、多面的な観点から慎重に検討すべきとする観点から意見を取り纏め、11月5日、金融庁に提出した。

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」について

2009年11月5日
社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

10月6日に公表されました掲題内閣府令案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しく願い申し上げます。

記

1. 第2号様式等、第19条2項について

第三者割当に係る割当予定先に関する情報、資金用途の詳細な情報等の記載を求めていることになっている。この場合の一定の要件について第19条2項では不明確と思われるので、どのようなケースを想定されているのかを理解するためにQ&Aの用意等にて対応を検討願いたい。

2. 第17条1項1号ロ、第19条2項9号の2について

有価証券報告書等の定時株主総会前の提出を可能とするため、定時株主総会で承認を受け、又は報告をしようとする計算書類・事業報告書を追加し、株主総会で修正・否決された場合は、臨時報告書で対応するとの改正案となっている。株主・投資家に対する企業経営陣からの情報開示・説明責任の徹底強化を図る点については理解できるものの、本改正案により、臨時報告書の多発を誘発することにならないか、最終確定していない段階での有価証券報告書を開示することで多くの市場関係者の混乱を招くことにならないか、有価証券報告書の開示を過度に早めることを誘発し企業への作業負担を増加させることにならないか、等様々な影響を含め、多面的な観点から慎重に検討すべきである。

そもそも、有価証券報告書開示の最大の目的は、投資家への詳細な情報提供であると考えられ、ある程度の時間をかけて作成すべきであり、早期化を重視すべきでない。投資家への速報性をもった情報提供という点では、決算短信にて主要な情報を早期に開示している。決算短信は主要な情報を簡潔かつ早期に開示し、一方、有価証券報告書では詳細かつ膨大な情報のある程度の時間をかけて作成し開示するというそれぞれの役割に鑑み、さらに、株主総会の召集通知発送時には計算書類・事業報告書を添付・開示しており、これらは財務諸表本体等主要な部分で有価証券報告書の情報と重複していることから、有価証券報告書の早期開示を促す必要性は乏しいと考える。

本改正案では、株主総会前に有価証券報告書を提出した場合に、その決議事項が総会で修正・否決されたときは、臨時報告書においてその旨及び内容の記載を求めるとされている。しかし、定時株主総会では、配当額やストックオプションなどの有価証券報告書記載事項が決議され、更に、役員報酬など会計監査の対象となる財務諸表の基礎となる事項も決議される。従って、それらの事項が修正・否決された場合には、該当部分の再作成や、場合によっては再監査が必要となり、有価証券報告書作成者、会計監査人、及び投資家に対して多大な混乱を招く恐れがある。その点からも、臨時報告書による補完を前提とするのではなく、確定した情報を当初から開示すべきと考える。

本改正案が施行されると、選択適用規定であるとは言え、事実上は有価証券報告書の更なる早期開示への要求が一段と進み、有価証券報告書作成者及び会計監査人に従来に増して過大な実務負担が必然的に生じる。現状でも、有価証券報告書作成者及び会計監査人は、可能な限りの早期化のために、ほぼ限界に近い極大の実務負担をかけながら有価証券報告書を作成・開示している状況であり、これ以上の実務負担の増大は是非とも避けたい。仮に本改正案が認められた場合には、有価証券報告書にも速報性が重視されることを意味し、また、上述の通り過大な実務負担が生じるため、例えば、「有価証券報告書の記載内容を四半期報告書レベ

ルに軽減化」、「会社計算規則と金商法の一本化による開示書類の軽減化」、「個別財務諸表に関する開示の省略」といった実務負担・コストを軽減するような点を検討して頂きたい。

また、提出する企業側の自助努力だけでなく、監査についても同じく早期対応ができるような仕組みを構築してもらうことを日本公認会計士協会等関係部局への働きかけをお願いしたい。

今回の法律改正の背景にあるのは、現行法律上、株主が有価証券報告書とともに提出を求められている内部統制報告書を株主総会まで見ることができないというところにあると考えられる。内部統制報告書は、経営成績や財政状態を正しく表示するという点において有価証券報告書と無関係ではないものの、本来は会社の資産の保全、負債の正しい把握を行う内部統制が十分機能していることを株主、債権者に示すことを目的とするものである。株主に対する計算書類の送付までの期間において内部統制についての意見表明は可能なはずであり、株主に対して詳細な財務情報の提供を目的とする有価証券報告書の報告日を変更することを求めるべきではない。株主が内部統制の情報を得て株主総会までに十分に判断できる期間を確保することを目的として有価証券報告書の作成完了日を決定するのは、株主に詳細な情報提供を行うために有価証券報告書を作成するという方向と矛盾し、改正されたとしても有価証券報告書の作成実務に囚われて、法改正の狙いである内部統制報告書を株主総会より前に提出するということに結び付かないと危惧する。従い、検討すべきは、内部統制報告書と有価証券報告書の分離ではないかと思料する。

以上